

各経済産業局、沖縄総合事務局（経済産業部）中小企業担当部長 殿
関係地方公共団体商工担当部長 殿

中小企業庁事業環境部金融課長 貴田 仁郎

中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び第5号の規定に基づく特定中小企業者
並びに同条第6項の規定に基づく特例中小企業者の認定に係る事務処理について
(配慮要請)

新型コロナウイルス感染症の影響の広がりや深刻さから全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることから、本年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」において、強力な資金繰り支援の一つとして危機関連保証の発動が掲げられ、3月13日には創設後初めてこれを発動したところです。

市町村及び特別区においては、中小企業信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者の認定並びに同条第6項に定める特例中小企業者の認定に係る事務に尽力いただいているところですが、年度末の資金需要が高まる中に新型コロナウイルス感染症に影響も加わり、一層資金繰りの厳しさが増しております。

既に多くの市町村及び特別区においては、認定事務を円滑に行うための専用窓口の設置や人員増といった体制強化を図っていただいているものと承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症に起因した資金繰り悪化により、地域経済を支える中小・小規模事業が倒産することは厳に避けなければならないことから、セーフティネット保証及び危機関連保証の認定書の発行に係る事務については、下記の点に特段のご配慮をいただきたく、よろしくお願いいたします。

都道府県商工担当部署におかれましては、本配慮要請について、都道府県内の市町村及び特別区への周知を速やかにしていただくとともに、市町村及び特別区からの相談対応について、特段の配慮をお願いいたします。

事業者への配慮について

(1) 代理人による認定申請の緩和

個人事業者や小規模事業者をはじめとした中小企業者は、日中は自らが事業に携わり、限られた夜間や休日に事務作業をしている実態に鑑みると、認定申請窓口を経営者本人が来訪することは、機会費用を含め多大な負担を強いることになる。そのため、今般の新型コロナウイルス感染症に係る認定申請に当たっては、金融機関等による代理申請も可能とする運用とされたい。

(2) 認定申請受付時の円滑な処理の実施

① 申請時の面談について

特定中小企業者又は特例中小企業者の認定に当たり、一部の市町村及び特別区においては申請受付時に面談を必須事項とし、当該面談が行われるまでに1ヶ月近く待つ例もあるため、緊急的な資金需要に答えられていない、という声も聞かれる。市町村及び特別区においては、事業者の資金繰りに係る面談と認定に係る面談を併せて行っているといった場合もあると思われるが、資金繰りに係る面談を伴わない場合につい

ては、別の窓口を設けるなどして、認定に係る申請を速やかに受付け、認定書の発行に係る事務については、可能な限り速やかに発行できるように配慮されたい。また、認定に係る面談が必要な場合であっても、例えば、窓口において記載事項の誤りを補正するなど認定書発行に必要な範囲で行うこととするなど、現下の状況を十分に踏まえた対応をされたい。

また、各地方公共団体が定める制度融資を利用する際、計画策定等を要件とする例もあることは承知しているが、資金繰りに相談のあった中小・小規模事業者のニーズを十分に踏まえ、スピードが求められるセーフティネット保証又は危機関連保証の認定手続きに遅れが生じることのないよう配慮されたい。

② 申請書類について

認定にかかる申請時の書類は、申請様式、売り上げ要件の確認など必要最小限とし、資金繰り表、経営改善計画、納税証明書など、必ずしも認定に必要な書類の徴求は事業者の負担になることから十分に考慮されたい。特に、「売上高等」の確認については、これまでも売上台帳など売上が確認できるもので柔軟に対応することを可としており、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することで認定手続きに遅れが生じることがないよう配慮されたい。

以上